

重点 目標

障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの深化・推進

「基本理念」「柱」に基づいた施策を推進するためには、目標を掲げ各種事業を効率的かつ効果的に推進する必要があります。そこで、柱の体系とともに、社会背景、法制度や課題等を踏まえて、本計画における重点目標を設定します。

目標設定の背景

「地域共生社会の実現」という大きな目標については、2020年6月に公布された社会福祉法等の一部を改正する法律において、市町村が中心となって保健医療・労働・教育・住まい及び地域再生に関する諸施策が連携して地域課題の解決を図ることが明確に定められました。また、本市においては「ノーマライゼーションかしわプラン」の上位計画に当たる「総合計画」及び「地域健康福祉計画」においてその実現を図ることとされています。

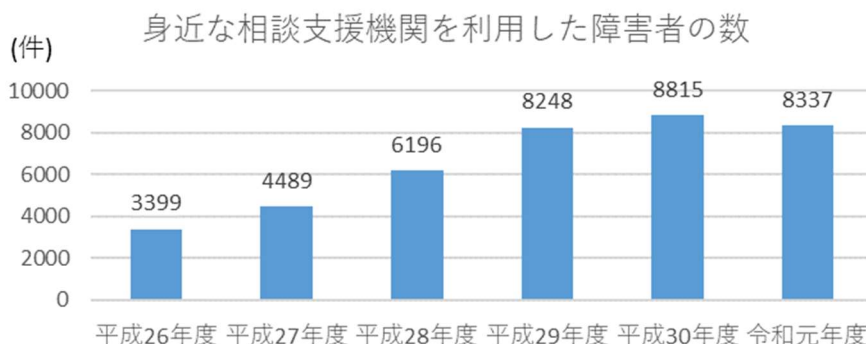
そこで、国の政策や本市上位計画との整合性を図り、第3期障害者基本計画において取り組んできた「地域循環ネットワークシステムの構築」の結果を基にして、地域共生社会構築を進めるために重要施策として位置付ける必要があります。

これまでの取組

本市では第3期障害者基本計画において、相談、体験の機会、緊急時の対応等、障害者の地域生活を一体的に支える地域生活支援拠点の計画的配置を図ることで、市内における障害福祉の支援拠点の整備を進めてきました。第3期計画期間中に全国に先駆けて市内4カ所に地域生活支援拠点を整備し、地域における相談件数の増加等、障害者の地域での暮らしを支える指標にも改善が見られました。

くわえて、ソフト面においては市内の関係事業者、医療機関、関係団体・機関等との連携体制の構築に取り組み、「柏市障害児等医療的ケア連絡会」を設立する等、都市型障害福祉ネットワーク「かしわネットワーク」の整備に取り組んでいます。

上記の取組等により、地域共生・地域包括ケアの理念に基づいて、市内における障害者を支える地域支援体制を構築し、安心・安全に暮らせる基盤整備に取り組んできました。



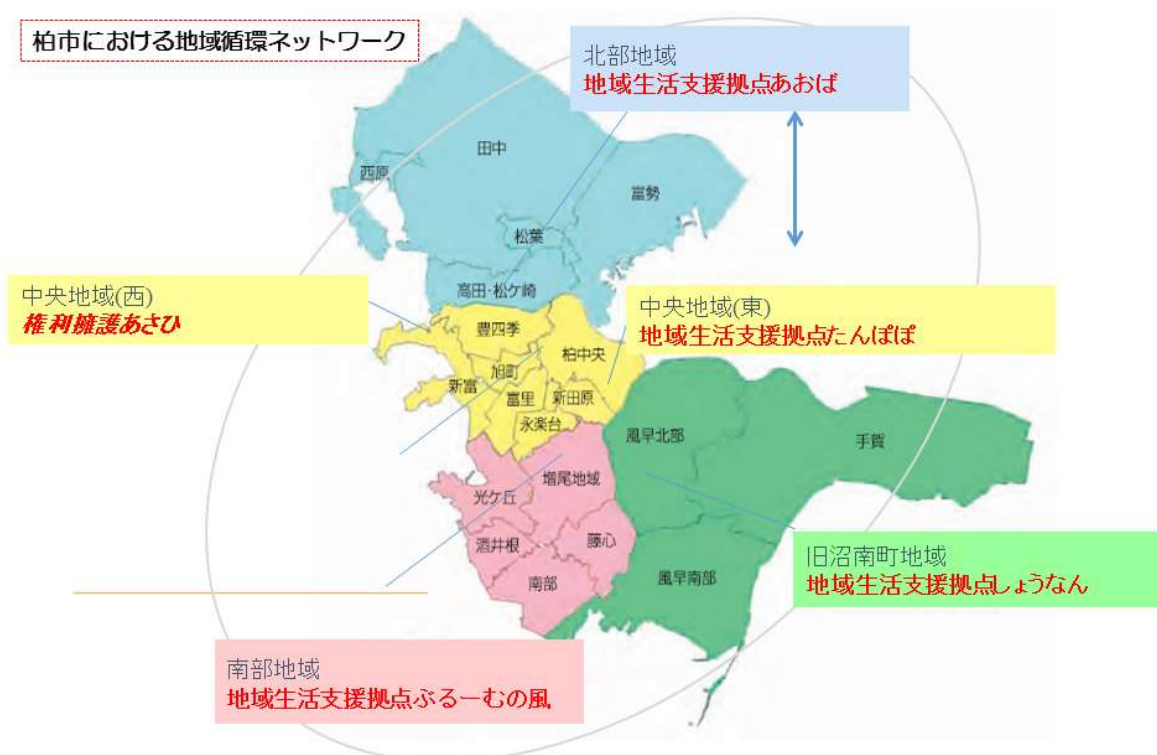
目標と方針

本市では、これまでに整備した地域生活支援拠点を各地域における中核的な支援の場所と位置付け、加えて高齢者支援（介護保険）及び生活困窮者支援、子ども・子育て支援の各施策と横断的に連携することで、複雑化・複合化する暮らしの課題に対し適切に対応できる体制を構築します。

また、市の施策の検討及び推進に当たっては、市内の関係事業者、医療機関、関係団体・機関等との連携体制である都市型障害福祉ネットワーク「かしわネットワーク」を基に、各主体と協働して施策を検討・推進していきます。

上記の取組を踏まえ、障害者が地域で安心・安全して暮らすことができる基盤づくりを「深化」させ、より効果的な取組みを推進します。

なお、地域の暮らしを支える重要な要素となる「包括的相談体制の構築」「重い障害があっても地域で安心して暮らせる体制整備」「障害者の就労・社会参加の拡充」及び「医療的ケア等にも対応した持続的な支援体制の構築」の4分野については、重点施策として設定します。



柱1 相談支援・権利擁護体制の充実

基本方針

- 障害者とその家族が地域で安心して暮らしていくため、生活上のさまざまな悩み事や福祉サービスの利用に関する相談が、身近な場所で専門的な知識を持った職員に対し気軽に相談できる体制を充実させます。地域生活支援拠点を中心に地域包括支援センターとの連携等による相談支援ネットワークの推進、相談支援専門員の質と量の向上に取組みます。
- さらに、障害者の権利を守るため、障害者虐待の防止と早期発見に向けた相談窓口の充実と、意思決定が困難な障害者への成年後見制度の利用促進を図ります。成年後見基本計画の策定に合わせて、一次相談窓口の設置等に取り組めます。

施策の体系

施策1（重点） 包括的相談体制 の構築	取組1 相談支援ネットワークの推進
	取組2 福祉総合相談窓口の設置
施策2 権利擁護体制の 充実	取組1 成年後見制度の利用支援
	取組2 虐待防止体制の充実
	取組3 障害者差別解消法の周知及び相談体制の構築

施策1（重点）包括的相談体制の構築


施策の目的

- 身近な場所で専門性を備えた職員へ気軽に相談でき、適切な支援へ繋がられるようにするため、行政窓口や民間の相談支援専門員の専門性を向上させると共に、民間の相談支援専門員の確保について数値目標を定めて取組を推進します。
- 障害が疑われるひきこもりの方や、高齢障害者の生活の支援と今後の住まいの確保（8050問題）、障害児を育てている家庭の悩み等、複合的かつ複雑な課題が増えているため、あらゆる相談を断らない窓口と生活支援・居住支援・社会参加等に一体的に取り組む地域づくりの支援を推進します。

現状と課題

これまでに地域で暮らす障害者を支える地域生活支援拠点を各地域毎に合計4カ所開設しました。障害者の相談は、地域生活支援拠点を中心に相談支援事業所、基幹相談支援センター及び障害者虐待防止センター（障害福祉課）等の専門性を備えた機関が対応しています。

しかしながら、福祉サービスの利用者数は増えており、それに伴いセルフプランの件数が増加しています。また、障害者や家族の悩み事として「親亡き後」を心配する声が多くなり、生活支援・居住支援・社会参加等多岐に渡る課題が今後増えていくことが予想されます。



障害者の暮らしの悩み事が複合的かつ複雑になっていくことに対応し、一人ひとりが自分らしい地域生活を続けられるように、相談支援・ケアマネジメント体制の強化と権利擁護に一体的に取り組めます。

重点施策の主な評価

・・・障害福祉計画における成果目標・・・

「地域生活支援拠点における機能の充実」

市内4カ所に開設された地域生活支援拠点は整備後も地域のニーズや課題に応えるため、ネットワークの充実や運用性の向上を図っていく必要があります。地域生活支援拠点の機能の充実のため、年〇回以上運用状況の検証及び検討を行います。

<指標の数値設定については厚労省の詳細な設定を待つて設定予定>

取組

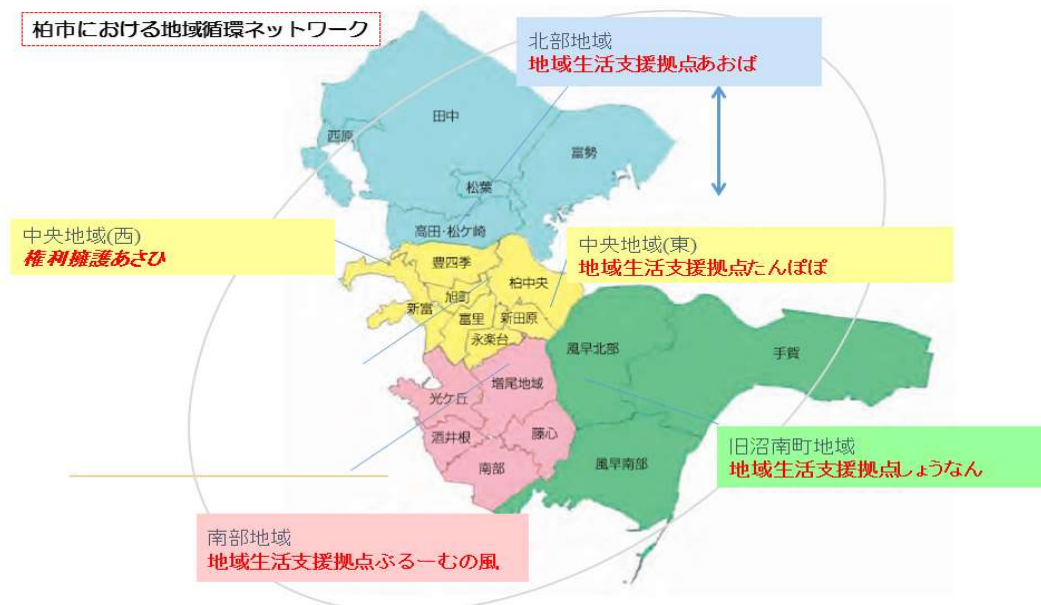
取組 1 相談支援ネットワークの推進

- アンケート調査では、相談機能の充実のためには「身近な場所に相談できる場所がある」「専門的な知識を持った職員がいる」との回答があげられています。
- 障害者からの相談は、本市では地域生活支援拠点 4 カ所を含む地域での相談体制を整備したことから、件数が増加しています（再掲）。障害者からの相談件数が増加したことに加えて福祉サービスの給付決定者数も年々増えています。これらの影響により、セルフプランの件数が増加していることに繋がっていると考えられます。
- そこで、希望するかた全てに適切なケアマネジメントを提供するために、相談支援専門員の人数を増員する等の体制の充実を通じて事業所内のスーパーバイズ等を行いスキルアップを図るほか、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の審査及び支給決定を行う行政職員の専門性の向上など、ケアマネジメント体制を充実させる取組が必要です。

具体的取組（事業）と指標は相談支援部会等での検討を踏まえて挿入

- また、市役所での相談窓口の他、民間事業者の専門性を活用し、地域生活支援拠点における緊急時のコーディネート機能と一体化した地域における身近な相談場所を確保することが引き続き必要です。

取組2 福祉総合相談窓口の設置



- アンケート調査（自由意見欄）から、最も多い声は「将来のこと」に関する不安であり、その中で最も多かったのは「親亡き後」に関する不安でした。一人一人の声を詳細に見ていくと、「残される子の生活の不安」、「住まいの不安」及び「子どもの進路に関する不安」等、介護者の高齢化や障害者の重度化に伴い今の生活が維持できなくなるかもしれない、という将来の不安を憂う声が多く寄せられました。また、委託相談支援事業所ヒアリングにおいては、ひきこもりが疑われる方に関する相談件数が増えているという指摘がありました。
- 本市ではこれまでに市内4カ所に、地域で暮らす障害者やその介護者の相談を受け止め、緊急一時的な対応、サービス体験の機会提供等、さまざまな機能を包含した地域生活支援拠点の整備を進め、相談件数は増加傾向にあります。
- 一方で、今後は高齢化等に伴う複合的な課題が増えると思込まれるので、どんな課題でも「断らない相談支援」窓口の設置、専門機関（地域生活支援センター、地域包括支援センター及び地域いきいきセンター及び行政機関）のネットワーク化を進め、地域の暮らしを支援する地域生活支援拠点の機能をバックアップする体制を検討します。

各専門機関のネットワーク化

対応困難なケースの窓口相談支援

柱3 誰もが自らの意思で社会参加できる環境づくりの推進

基本方針

- 障害者がその人らしく、生き生きとした生活をしていくために、その人にあった就労や社会参加を推進します。就労支援の分野においては、社会全体の障害者雇用が増えていることから、障害者が希望する場所で働き続けられるように就職後の支援体制の充実を図り、障害者の自立を促進します。
- また、障害者が社会参加するために、市民の障害理解を促す取組み等を通じ差別の解消を図らなければなりません。身近な場所での福祉意識の醸成を図るため、学校や地域活動を担う団体等と連携し、広く社会参加が実現できる環境づくりに取組みます。
- くわえて、障害者が社会参加をするには必要な情報を受け取れるよう配慮が必要です。広報やHPなどの媒体の活用や、意思疎通支援の充実など適切な情報提供を図ります。
- スポーツや芸術文化活動等への支援に取組み、障害者の自己実現を支援します。

施策の体系

施策1 (重点) 就労支援体制の 充実	取組1 職場定着支援の充実
	取組2 工賃向上の取組み
施策2 障害理解の推進	取組1 障害への理解を深めるための啓発活動
	取組2 福祉教育の充実
	取組3 ボランティア活動の推進
	取組4 障害関係団体との連携強化
施策3 情報提供の充実	取組1 わかりやすくアクセスしやすい情報提供
	取組2 意思疎通支援の充実
施策4 居場所づくりの 推進	取組1 スポーツ・芸術文化活動への参加促進
	取組2 生涯学習活動への参加促進

施策1（重点）就労支援体制の充実

施策の目的

- 就労支援機関等との連携強化により就職を支援する他、就職後、継続して勤務することができるよう企業の理解を求めながら、本人への助言等により職場への定着を支援します。
- 就労支援事業所における工賃向上の取組みは、市場のニーズにあった商品の開発や本人の適性に配慮した作業等、さまざまな工夫が必要です。事業所における工賃向上の取組みを支援し、福祉的就労の場の充実を図ります。



現状と課題

これまで、障害者就業・生活支援センター等による就労相談や就職活動支援を通じて、障害者の働きたいというニーズにこたえる体制を整備しました。また、就労した障害者のさまざまな相談に対応し、生活面の課題を把握し必要な指導助言を行うなど、障害者が安心して働き続けられるよう支援を提供しています。これらの支援を利用する人数は増えていますが、より多くの方を就職につなげたり、職場定着につなげていくことが求められています。

個々の体調や能力にあった働き方や支援方法を模索するとともに、就労支援サービスの充実や企業への理解、工賃向上を進めていく必要があります。

重点施策の主な評価

・・・障害福祉計画における成果目標・・・

「福祉施設から一般就労への移行」 「就労定着支援事業の利用者数」

一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組みを一層促進させる必要があります。

<指標の数値設定については厚労省の詳細な設定を待つて設定予定>

取組

取組 1 職場定着支援の充実

就労ニーズは依然高い状況にある中で、個々の体調や能力に応じた働き方の重要性を踏まえ、事業者等と連携し、安心して働くことのできる環境づくりを推進し、行政や企業による法定雇用率の達成を目指します。また、就労を目指す障害者が、身近なところで相談や訓練が可能な支援体制を整えることも重要です。そのために、就労移行支援事業の利用率、各就労支援事業所の就労移行率を向上させ、充実を図る必要があります。



2018年度から、障害者の法定雇用率が引き上げられ、民間企業の場合2.0%から2.2%、自治体の場合は2.3%から2.5%となります。なお2021年度までに、0.1%ずつの引き上げが予定されています。

就職はしたものの、仕事や人間関係などで悩んだりすることがあります。そのような時に気軽に相談できる場所があることが重要です。

そのため、就職した後も障害者が安心して長く働き続けられるように、就労支援機関の連携や職場定着率の向上に向けた支援体制の構築が求められています。

取組 2 工賃向上の取組み

障害者が生きがいを持って働いたり社会参加ができるように、福祉的就労の場の充実や工賃向上が求められています。そのため、障害者優先調達推進法を推進し、官公庁からの物品や役務等の発注の拡大を図るとともに、就労系事業所による新商品の開発や販売力向上等について、支援をしていく必要があります。